

## 「第26回京都府女性の船」参加者募集について

「新たな一歩を踏み出せる」「学び合える仲間ができる」と好評の『京都府女性の船』が、6月に京都の女性を乗せて北海道へ出航します。「女性の船」は高速フェリー内や訪問先で男女共同参画に関する諸課題について研修、交流を深め、男女共同参画による豊かな京都府づくりをめざすもので、ただいま参加者を募集しています。

- 実施時期 平成18年6月15日(木)～6月19日(月)
- 事前研修 6月4日(日)
- 事後研修 8月6日(日)
- 応募資格 京都府内にお住まいの20歳以上(平成18年4月1日現在)の女性で、次の各項に該当する人
  - ①この研修を生かして、地域づくりやNPO活動等に積極的に参加しようとする意欲のある人
  - ②健康で、この研修に十分耐え得る体力のある人
  - ③団体生活に適応できる人
  - ④事前研修から事後研修まですべてに参加できる人

※これまでの「京都府女性(婦人)の船」修了者については、“現在具体的に地域社会等で活躍しており、その活動を発展させたい人で、支援スタッフとして参加する意志のある人”に限り、府内で10名ほど募集。(ただし、過去2年以内の参加修了者は除く)

- 参加費 55,000円
- 申し込み 企画情報課または各支所地域総務課等で「参加申込書」と「作文用紙」を入手し、4月26日(水)までに書類を提出してください。
- 作文テーマ 【初参加者】「私の活動の成果と課題」(400字以上800字以内)  
【修了者】「修了者として今回の京都府女性の船に臨む決意」(1200字以内)

◇申込み・問合せ先 企画情報課 TEL) 68-0003  
各支所 地域総務課  
TEL) 園部 68-0010 八木 68-0020  
日吉 68-0030 美山 68-0040

## 標準小作料の改訂について

標準小作料は、農地の貸し借りにおける小作料(賃貸料)の目安となるもので、原則として3年ごとに見直しがされます。今年がその改訂の年にあたり、このたび下記の通り改訂されましたのでお知らせします。なお、標準小作料は、「標準」であり目安ですので、実際に賃貸借契約を結ぶときは、貸し手、借り手で十分話し合っただけ、お互いが納得のいく金額で契約してください。

田の部		
農地の区分	10aあたりの基準収量	標準小作料(10aあたり)
A区分農地	540kg	8,000円
B区分農地	480kg	4,000円
C区分農地	440kg	1,000円

- ※この標準小作料は、平成18年の支払い小作料から適用してください。
- ※基準作物は水稻です。畑の標準小作料額は設定していません。
- ※農地の区分は旧町等の地域的な区分、または、ほ場整備事業が実施されているかどうかの区分ではなく、10アールあたりの基準収量による区分です。この区分に該当しない収量である場合、例えば収量が510kgであるような場合は、A区分の標準額とB区分の標準額の間を標準額とするなど、弾力的な対応をいただければ結構です。
- ※実際の契約小作料額が標準額よりも著しく高い場合は、農地法の規定により減額勧告される場合があります。

◇問合せ先 農業委員会事務局 TEL) 68-0067 FAX) 63-0654

## 4月・5月の各種相談窓口のお知らせ

京都府南丹広域振興局(園部地域総務室)では、下記のとおり各種相談窓口を設けますので、お気軽にお問い合わせください。

相談名	月日	相談時間	場所
交通事故相談	4月18日(火)	午前9時～	京都府園部総合庁舎 TEL) 62-0360 (南丹市園部町 小山東町藤ノ木21)
	5月9日(火)	午後4時	
民事暴力相談	4月24日(月)	午前9時～	
	5月22日(月)	午後4時	
消費生活相談	4月28日(金)	午前11時～	
	5月12日(金)	午後3時	
	5月26日(金)		
無料法律相談 ※事前予約必要	5月15日(月) (6月19日)	午後1時30分 ～4時30分	

※無料法律相談は、相談日の前週の金曜日(午前9時～)に事前予約が必要です。

◇問合せ・事前申込先 京都府南丹広域振興局 園部地域総務室  
TEL) 62-0360

## 八木支所版お知らせ

### 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります

介護保険法改正及び「第3期南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、南丹市の平成18年度の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わりますのでお知らせいたします。

介護保険料は、年金や給料、事業所得等すべての前年度収入額に応じて異なりますので、平成18年度介護保険料決定通知については6月中旬に各個人宛に送付いたします。

◆所得段階に応じた保険料の額 (八木支所管内)

段階	対象となる方	保険料率	平成18年度の介護保険料(年額)
1	生活保護受給者及び、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.30	15,300円
2	住民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の方等	基準額×0.50	25,600円
3	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	38,400円
4	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税	基準額	51,200円
5	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	64,000円
6	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額×1.50	76,900円
7	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上	基準額×1.75	89,700円

- ※1) 保険料は65歳になる月(1日が誕生日の人は65歳になる日の前月)または、転入された月から計算され、翌月の初旬から納入通知書及び納付書を送付します。
- ※2) 保険料額は納期ごとにおいて分割されますが(特別徴収の方は6期、普通徴収の方は10期)、その際に100円未満の端数がある場合は、最初の納期に合算されます。
- ※3) 地方税法の改正を受けて介護保険料の段階が極端に上がる方については、激変緩和措置として上記の金額から多少変更する場合があります。
- ※4) 南丹市では合併経過措置として、平成20年度までは旧町単位で介護保険料額を設定していますのでご了承ください。

◇問合せ先 健康課介護保険係  
TEL) 0771-68-0006

## 八木町グラウンド・ゴルフ協会 平成18年度会員募集について

グラウンド・ゴルフに興味のある方、協会に入ってもっと楽しんでみませんか!! 手軽な生涯スポーツとして幅広い年齢層で愛され、健康管理と仲間づくりに役立つ限りなく奥深いスポーツ。より楽しく親睦の輪が広がります。

入会の資格は上手、下手ではありません。あなたのグラウンド・ゴルフをしたいと思う気持ちだけです。ぜひご参加をお待ちしています。

《主な活動内容》

- ◆協会主催大会：年6回
  - ◆巡回大会：毎月 第2土曜日(東西南北各地に巡回。出張して開催する月例の大会です。)
  - ◆講習会：毎月 最終土曜日(マナー、ルールや技術をわかりやすく解説指導します。)
  - ◆交流会：毎週火、土曜日(大会、講習会等のある日は除きます。)
  - ◆場所：主に八木運動公園及び緑地公園
  - ◆入会金：年間 1,000円
- お問い合わせ先：八木町グラウンド・ゴルフ協会  
人見章郎(電話42-3012)

## 「スポーツフォアオールからのお知らせ」

～ゴールデンウィーク中の各施設のご利用について～

スポーツフォアオール(トレーニングルーム、風呂)・西地区コミュニティ公園・文覚ふれあい公園・運動公園・緑地公園・プラザよしみは

- 平成18年4月29日(土)～5月7日(日)

のゴールデンウィークの間、休まず開館・開園します。

ただし、5月8日(月)は振替休業日とさせていただきます。

《お問い合わせ先》 八木スポーツフォアオール TEL) 42-5366

## 社会教育施設のゴールデンウィーク中の休館日について

八木公民館、八木図書室につきまして、ゴールデンウィーク中における休館日は次のとおりとなります。

- 休館日 4月29日、5月1日、3日、4日、5日
- ◆お問い合わせ先 南丹市教育委員会 教育振興係(八木)  
TEL) 0771-68-0025  
FAX) 0771-42-5616